

地 域 再 生 計 画

1．地域再生計画の名称

宍喰の再活性化と山と緑を守るまちづくり計画

2．地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、徳島県海部郡海陽町

3．地域再生計画の区域

徳島県海部郡海陽町の区域の一部（宍喰地区）

4．地域再生計画の目標

当地区は、「海」と「山」の豊かな大自然を身近に体感できる町で、沿岸は太平洋に面し、その雄大な景色のリアス式海岸線は国定公園に指定されており、その一角には観光地であるサンゴの美しい竹ヶ島海中公園があります。その一方では背後に四国山地が控え急峻多雨地域で、豊かな水をはぐくむ山林が広がっています。

地区の産業は大きく分けて第1次産業と第2次産業で二分しており、中でも林業で栄えた地区でもあり、その林業面で見ると町面積の93%にあたる8,609 ha は山林で、そのうち73.5%を人工林が占めていることから、山林は下流に位置する海産資源確保及び住民に欠かすことのできない重要な水源地域となっています。

しかしながら、近年、高齢化及び過疎化（高齢化比率30.4%、過去5年間で1割の人口減少）に伴い林業担い手不足による森林整備の遅れが山林崩壊として現れており、これは社会基盤である道路整備の遅れが大きな要因となっていると思われます。

このため、この町道及び林道の整備計画と併せ、町・県が一体となり総合的に道路整備を行うことで、現在沿岸でとどまっている観光客等を「山」への自然探索（森林浴や山菜収集等）へ誘い、また、山村集落間のアクセス時間短縮、災害緊急時の公共施設への時間短縮や迂回路としての役割、森林保全管理整備や木材搬出ならびに林産物の出荷時の時間短縮、高齢化による在宅介護支援等の福祉の効率化など、生活基盤の安定と町経済の向上等が図られ、道路整備により総合的な効果が得られます。

また、阪神淡路大震災をはじめとする地震等による甚大な被害が、近年各地で発生しており、先般、国の目標として地震災害時の被害を減少するための目標や土砂災害に対する提言なども発表されていることから、地域の生活基盤道を整備することで、当町においても近い将来直接被害が懸念される南海地震並びに近年の異常な集中豪雨時等の緊急避難をより円滑にすることの一躍も担えるものであります。

以上のようなことから、当地域再生計画を実施することで宍喰の再活性化と山と緑を守るまちづくりを目指していきたいと考えています。

（目標1）林業の振興と地域環境の改善（間伐枝打ち等森林施行面積の10%増加）

- (目標2) 道路、林道整備による拠点施設と集落間のアクセス改善
(久尾集落と落合集落間、船津地区及び小谷地区と久保地区との間の平均移動短縮所要時間 約15分)
- (目標3) 災害時緊急時等にも拠点施設へのアクセス可能な道路網整備(集落から近隣総合病院(県立海部病院)までの60分圏内カバー率 現在より65%向上)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

当地区内の農山村地域の道路整備状況は依然立ち後れており、未改良区間が多く対向車とのすれ違いもままならない区間があり、住民の日常生活、レクリエーション施設へのアクセス道及び林産物の流通において支障をきたしており道路整備は大きな課題となっている。

この解消策として、落合地区と久保地区を結ぶ「町道落合線」の拡幅改良工事と、中谷地区と日比宇地区を結ぶ「町道落合中谷線」の舗装をし、現在実施中である「県道久尾穴喰浦線」ならびに「県道芥附海部線」の改良と併せて道路ネットワークを構築し生活道路としての効率的な道づくりを目指す。

また、久尾地区以西では森林資源の宝庫であり、現在、県営事業にて事業実施中の「林道石吹越線」は森林整備にとって重要な幹線林道である。その「林道石吹越線」の既設区間の改良ならびに舗装を実施することにより、森林へのアクセスと効率化を図り、遅れている森林施行不足の解消をし自然のダムと呼ばれる森林の機能を回復し土砂の流出防止を図り山や海の保全を図る。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・町道落合線：道路法に規定する町道に平成4年3月16日に認定済み。
- ・町道落合中谷線：道路法に規定する町道に平成7年3月13日に認定済み。
- ・林道石吹越線：森林法による那賀・海部川地域森林計画(平成15年12月樹立)に路線を記載。

[施設の種類(事業区域)、実施主体]

- ・町道(海陽町)
- ・林道(海陽町)

[事業期間]

- ・町道(平成17~21年度)、林道(平成17~21年度)

[整備量及び事業費]

- ・町道 2 . 2 5 k m、林道 1 2 . 4 5 k m
- ・総事業費 3 7 4 , 0 0 0 千円 (うち交付金 1 8 7 , 0 0 0 千円)
市町村道 1 7 4 , 0 0 0 千円 (うち交付金 8 7 , 0 0 0 千円)
林道 2 0 0 , 0 0 0 千円 (うち交付金 1 0 0 , 0 0 0 千円)

(5 - 3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「穴喰の再活性化と山と緑を守るまちづくり計画」を達成するため、以下の事業を総合かつ一体的に行うものとする。

「県道計画改良」(県道 2 路線の整備)

幹線となる県道の未改修区間改良することで、危険な箇所を減少し、利用者の安全性の向上と通行しやすい状況、通行時間の短縮を図る。

「林道開設計画」(林道 5 路線の整備)

森林整備のための幹線林道の開設することで、林業の活性化と水源林の確保、森林保全と森林管理の効率化と森林整備率の向上を図る。

「森林環境保全整備事業」

間伐等の森林の保育事業及び作業路の整備を行い、地域活性化の原動力となる間伐材の有効利用を行うほか適正な森林の維持管理に努める。

6 . 計画期間

平成 1 7 年度 ~ 2 1 年度

7 . 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4 に示す地域再生計画の目標については、海陽町が計画終了後に必要な調査を行い状況を把握・公表するとともに、関係行政機関や団体、地元住民に「アンケート等」を行い、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行うこととする。

8 . 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当無し